

違反対象物の 公表制度

平成30年4月 運用開始

令和7年4月 基準拡大

安心して建物を利用していただくために、重大な法令違反のある建物を那覇市消防局のホームページや窓口で確認できる制度です。

公表の対象	<p>特定防火対象物 (飲食店、物品販売店、ホテル、病院などの不特定の人が出入りする建物)</p> 
公表の対象となる違反内容	<p>特に重大な消防用設備等の設置、維持義務違反により</p>  <p>①屋内消火栓設備 ②スプリンクラー設備 ③自動火災報知設備</p> <p>上記設備が設置されていないもの または 機能不良の程度が著しいもの</p>
公表の方法	<ul style="list-style-type: none">◆ 那覇市消防局ホームページへの掲載◆ 消防局予防課、中央消防署、西消防署での閲覧

那覇市消防局

検索



違反対象物の公表制度

公表する内容

建物の名称 ○○○○ビル
建物の所在地 那覇市○○1丁目1番1号
法令違反の内容等 自動火災報知設備の未設置

公表までの流れ

立入検査の実施



立入検査結果通知書の交付



関係者に対する公表の事前周知



公表



立入検査結果通知書の交付から30日経過した日において、なお、当該違反が認められる場合

建物関係者の方へ

あなたの所有・管理する建物が、以下の変更を行う場合には、消防用設備等が必要となることがありますので、事前に最寄りの消防署にご相談ください。

- 飲食店、物品販売所、病院、福祉施設等の用途が新たに入居する場合
- 増築や改築、隣接建物との接続などを行う場合

お問い合わせ先 那覇市消防局 予防課

〒900-0004 沖縄県那覇市銘苅2丁目3番8号
TEL 098-867-0212 FAX 098-869-1190